

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年1月28日認可した。

平成20年2月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新居大池1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新居新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）万福寺池1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）万福寺池2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）裏池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）神崎池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）国分新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大禿池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）橘池1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）橘池2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）蓮池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東内池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三ツ池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）仲池地区